

Q&A（訪問看護・介護予防訪問看護）

（目次）

【人員基準】

- 1 出張所の人員基準
- 2 管理者

【運営基準】

- 1～2 緊急時訪問看護加算
- 3 訪問看護の回数制限
- 4～5 訪問看護のみを利用している人の要介護認定
- 6 特別指示書による訪問看護
- 7 特別管理加算
- 8 2か所以上の事業所利用
- 9～10 20分未満の訪問看護
- 11 理学療法士等の訪問

【報酬】

- 1～6 緊急時訪問看護加算
- 7 複数の事業所による訪問看護
- 8 営業日以外の訪問看護
- 9 訪問看護ステーションと保険医療機関とが医療保険でいう「特別な関係」にある場合の介護給付費の算定
- 10 24時間連絡体制加算
- 11 計画外の訪問看護加算
- 12 同一日に医療保険と介護保険の両方の請求
- 13～15 特別管理加算
- 16～19 ターミナルケア加算
- 20 特別地域加算
- 21 サービス提供時間
- 22 認知症対応型共同生活介護利用者への訪問看護
- 23 退院日における訪問看護
- 24 医療保険の訪問看護との関係
- 25 入院患者の外泊中のサービス提供
- 26 難病患者等の利用
- 27 老人訪問看護指示加算
- 28 複数名訪問加算
- 29～30 長時間訪問看護加算
- 31 事業所の休日における利用者負担
- 32 統合失調症等の精神障害者の訪問看護

【人員基準】

1 出張所の人員基準

（質問）

特別地域訪問看護加算を算定できる地域にある出張所を本拠地として訪問看護を行う従業者について、准看護婦1人の配置でも差し支えないか。

（回答）

看護婦等（准看護婦（士）を除く。以下同じ。）が訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することになっているので、主たる事務所で訪問看護計画書等を作成する等の支援体制の下に実施されるのであれば差し支えない。ただし、地理条件等を勘案し、そのような体制を敷くことが困難であるならば、看護婦等が配置される必要がある。

13. 3. 28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A

2 管理者

（質問）

訪問看護事業所の管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができる場合とは、具体的にどのような場合か。

（回答）

地域の事情等により、主に理学療法士等により訪問看護が行われ、管理者としてふさわしい保健師、看護師が確保できない等のやむを得ない理由がある場合には、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと都道府県知事に認められた理学療法士等をあてることが考えられる。

21. 3. 23 介護保険最新情報 vol. 69 平成 21 年 4 月改定関係 Q&A(vol. 1)

【運営基準】

1 緊急時訪問看護加算

（質問）

緊急時訪問看護加算は、体制が整備されていれば算定してよいか。告示では利用者の同意を得て算定とされているが。

（回答）

体制が整備されているステーションにおいて、利用者に対し緊急時訪問看護加算について十分な説明を行った上で、利用者が緊急時の訪問看護を希望し、加算について同意した場合に算定が可能となる。

12.3.31 事務連絡 介護保険最新情報 vol.59 介護報酬等に係る Q&A

2 緊急時訪問看護加算

（質問）

緊急時訪問看護加算における 24 時間連絡体制の具体的な内容について

（回答）

当該訪問看護ステーション以外の施設又は従事者を經由するような連絡体制に係る連絡相談体制及び訪問看護ステーション以外の者が所有する電話を連絡先とすることは認められない。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

3 訪問看護の回数制限

（質問）

医療保険の給付対象である訪問看護では、週 3 日の回数制限や 2 カ所以上のステーションから訪問看護を受けられない等の制限があるが、介護保険においてはこうした制限はあるか

（回答）

介護保険の給付対象となる訪問看護については、週あたりの訪問回数に特段の制限はなく、又、2 カ所のステーションから訪問看護の提供を受けることも可能である。

12.3.31 事務連絡 介護保険最新情報 vol.59 介護報酬等に係る Q&A

4 訪問看護のみを利用している人の要介護認定

（質問）

第 2 号被保険者（特定疾病該当者）で訪問看護のみを希望した場合、要介護認定を受けずに医療保険の訪問看護を利用してよいか。あるいは要介護認定を受けた上で介護保険の訪問看護を利用すべきか。

（回答）

要介護認定を受けていただくのが原則であるが、介護保険のサービス利用は申請主義であり、利用者本人が専ら医療保険のサービスしか利用しない場合には、必ずしも要介護認定を受けなければならないものではない。

5 訪問看護のみを利用している人の要介護認定

（質問）

認定申請中において認定申請の取り下げができるというのが具体的にどのような手順となるのか。

（回答）

認定申請の取り下げを希望する者は、市町村に対して、書面（任意様式）により取り下げを希望する旨を申し出る。当該申し出を受けた市町村は、当該者に対して被保険者証を返付すると共に、既に資格者証を交付している場合には資格者証の返還を求める。なお、居宅サービス計画の作成依頼に係る居宅介護支援事業者名等の届出が行われている場合には当該届出はなかったものとみなすことも必要となる。居宅介護支援事業者や介護サービス事業者に対する認定申請を取り下げた旨の連絡は原則として取り下げを申し出た者が行うこととし、市町村はこの旨申し出を行った者に周知することが必要である。

6 特別指示書による訪問看護

（質問）

急性増悪等により頻回の訪問看護の必要がある旨の特別の指示による訪問看護は 14 日間行うのか

（回答）

14 日間は上限であり、医師の判断により 14 日以下の期間を限定して行うこととなる。

7 特別管理加算

（質問）

特別管理加算の対象者のうち「ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態」をされているが、流動食を経鼻的に注入している者について算定できるか。

（回答）

算定できる。

8 2か所以上の事業所利用

（質問）

2ヶ所以上の訪問看護ステーションを利用する場合の医師の指示書について

（回答）

2ヶ所以上の訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する場合は、医師の指示書が各訪問看護ステーションごとに交付される必要がある。ただし、訪問看護指示料は1人1月1回の算定とな

る。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

9 20分未満の訪問看護

（質問）

訪問看護の20分未満の訪問の創設で想定している看護行為は具体的にどのようなものか。

（回答）

20分未満の訪問看護については、日中において、利用者の心身の状態の観察と把握を十分に行うとともに、それに基づく療養指導等が提供されていることを前提としており、早朝・夜間、深夜といった時間帯に、効率的に医療的措置を行うことが必要な場合に、20分未満の訪問の単位を算定することとしている。具体的には、定時の気管内吸引、導尿や経管栄養等の医療処置の実施等を想定している。

18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成18年4月改定関係 Q&A(vol.1)

10 20分未満の訪問看護

（質問）

「所要時間20分未満」の訪問看護について、どのような利用者が対象となるのか。また、夜間・早朝、深夜であれば、回数に応じてその都度算定が認められるのか。

（回答）

所要時間20分未満の訪問看護は、訪問看護本来の趣旨を踏まえつつ、ケアマネジメントにおいて必要と認められた利用者に対して夜間若しくは早朝又は深夜の時間帯に提供されるものであり、居宅サービス計画に基づいて提供された回数に応じて算定する。

18.3.22 介護制度改革 information vol.78 平成18年4月改定関係 Q&A(vol.1)

11 理学療法士等の訪問

（質問）

理学療法士等の訪問については、訪問看護計画において、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定がなされてもよいのか。

（回答）

リハビリテーションのニーズを有する利用者に対し、病院、老人保健施設等が地域に存在しないこと等により訪問リハビリテーションを適切に提供できず、その代替えとしての訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問が過半を占めることもあることから、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定もあると考える。

21.3.23 介護保険最新情報 vol.69 平成21年4月改定関係 Q&A(vol.1)

【報酬】

1 緊急時訪問看護加算

（質問）

緊急時訪問看護加算の届出を月の途中で受理した場合も、受理後に利用者の同意があれば、同意を得た日以降の加算として当該月に算定できるか。

（回答）

算定できる

12. 3. 31 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 59 介護報酬等に係る Q&A

2 緊急時訪問看護加算

（質問）

緊急時訪問看護加算の体制が月期の途中で維持できず、届出の取り下げがあった場合に、既に緊急時訪問看護を1回利用した者については緊急時訪問看護加算を算定してよいか。

（回答）

当該加算の体制月期の途中から月末まで整わないことになるので、当該加算は算定できない。

12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 介護報酬等に係る Q&A vol. 2

3 緊急時訪問看護加算

（質問）

利用者が緊急時対応だけの訪問看護を希望した場合、緊急時訪問看護加算のみ居宅サービス計画に組み込むことは可能か。

（回答）

緊急時訪問看護加算のみの算定はできない。

12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 介護報酬等に係る Q&A vol. 2

4 緊急時訪問看護加算

（質問）

訪問看護の緊急時訪問看護加算の算定要件について、特別管理加算を算定する状態の者が算定されており、特別管理加算の算定は個別の契約が必要なので、その契約が成立しない場合は緊急時訪問看護加算も算定できないのか。

（回答）

緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合、利用者の同意を得て算定するものであり、特別管理加算の算定の有無はその算定要件ではない。

18. 3. 22 介護制度改革 information vol. 78 平成18年4月改定関係 Q&A (vol. 1)

5 緊急時訪問看護加算

（質問）

緊急時訪問看護加算について、当該月において利用者が一度も計画的な訪問看護を受けていない時点で緊急時訪問を受け、その直後に入院したような場合に、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数の訪問看護費と緊急時訪問看護加算をそれぞれ算定できるか。

（回答）

緊急時訪問加算について、体制にかかる部分と実際の訪問にかかる部分を別に算定することとした。当該体制は1月を通じて整備される必要がある。

緊急時訪問看護加算は、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日に加算されるものであるため、第1回目の訪問が訪問看護計画に位置付けられていない緊急時訪問である場合にも加算できる。（当該月に介護保険の給付対象となる訪問看護を行っていない場合に当該加算のみを算定することはできない）

なお、緊急時訪問を行った場合は、当該訪問の所要時間に応じた訪問看護費を算定することになる。この場合、夜間・早朝・深夜の加算は算定されない。（緊急時訪問看護加算を算定する事業所においても、当初から計画されていた夜間・早朝・深夜の訪問については当該加算を算定できる。）

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

6 緊急時訪問看護加算

（質問）

緊急時訪問看護加算について、訪問看護を行う医療機関において、当該医療機関の管理者である医師が緊急時に対応する場合に当該加算を算定できるか。

（回答）

緊急時訪問看護加算に係る連絡相談を担当するものは、原則として、当該訪問看護ステーションの保健師、看護師とし、勤務体制等を明確にすることとされているが、病院又は診療所の場合に限り、医師が対応してもよい。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

7 複数の事業所による訪問看護

（質問）

一人の利用者に対し、2カ所の事業所から訪問看護サービスが提供されている場合は、それぞれに緊急時訪問看護加算、特別管理加算の算定が可能か

（回答）

緊急時訪問看護加算については、その性質上、複数の事業所によって加算の対象となる緊急時訪問看護が行われることは考えにくく、加算は1事業所についてのみ行われる。特別管理加算については、1事業所からサービスを受ける場合との均衡上、2の事業所からサービスが提供される場合も、加算は1事業所についてのみ行うこととなる。したがって、加算分の請求は1事業所のみが行うこととなるが、その分配は事業所相互の合議にゆだねられる。

8 営業日以外の訪問看護

（質問）

訪問看護ステーションの営業日が月～金曜日までの場合に、介護支援専門員から土・日曜日の訪問看護を依頼され、特別にサービスを提供することとした場合、告示に定められている基準の額以外に別途休日の加算を算定してよいか（緊急時訪問看護加算を算定していない場合）

（回答）

居宅サービス計画で、土日の訪問看護が位置づけされた場合も休日の加算は算定できない。

9 訪問看護ステーションと保険医療機関とが医療保険でいう「特別な関係」にある場合の介護給付費の算定

（質問）

訪問看護ステーションと医療保険でいう「特別な関係」にある保険医療機関において、医療機関が居宅療養管理指導費（介護保険）を算定した日と同一日に訪問看護ステーションの訪問看護費（介護保険）の算定は可能か。

（回答）

別の時間帯に別のサービスとして行われた場合、可能である。

10 24時間連絡体制加算

（質問）

緊急時訪問看護加算を居宅サービス計画に入れていない利用者が急性増悪等によって主治医の特別な指示書が交付され、医療保険からの訪問看護を利用した場合、利用者の同意に基づき医療保険で24時間連絡体制加算を算定できるか。

（回答）

算定できる。

11 計画外の訪問看護加算

（質問）

緊急時訪問看護加算を組み込んでいない場合であって、計画外の訪問看護を行った場合に、支給限度額に余裕がある場合は、居宅サービス計画の変更で介護保険から給付されるか。

（回答）

貴見のとおり

1 2 同一日に医療保険と介護保険の両方の請求

（質問）

午前中に「訪問診療」を実施し、午後に「訪問看護」及び「訪問リハビリ」を行った場合に、医療保険と介護保険それぞれに請求を行うことが可能か。

（回答）

医療保険による訪問診療と介護保険による訪問看護（要介護者、要支援者に行われる訪問看護は癌末期、神経難病など一定の疾病の状態にある場合や急性増悪等の場合を除き、介護保険からの給付となる）、訪問リハビリが別の時間帯に別のサービスとして行われる場合、それぞれが算定できる。

12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71 介護報酬等に係る Q&A vol. 2

1 3 特別管理加算

（質問）

複数の事業所から訪問看護を利用する場合の特別管理加算について、「その配分は事業所相互の合議に委ねられる」とされているが、その具体的な内容について

（回答）

特別管理加算については、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できるが、複数の訪問看護事業所が関わっている場合は、1か所の事業所が加算を請求した後に、事業所間で協議して、各事業所の特別管理に係る業務の比重に応じて当該請求に係る収入を按分することになる。

15. 5. 30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

1 4 特別管理加算

（質問）

特別管理加算を算定するためには、緊急時訪問看護加算を算定することが要件であるか。

（回答）

特別管理加算の算定について、緊急時訪問看護加算は要件ではないが、特別管理加算の対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制を整備していることが望ましい。

15. 5. 30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

1 5 特別管理加算

（質問）

理学療法士等による訪問看護のみを利用する利用者について特別管理加算は算定できるか。

（回答）

特別管理加算については、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、当該状態にかかる計画的な管理を行った場合に算定するとされており、訪問看護ステーションの理学療法士等

Q&A（訪問看護・介護予防訪問看護）

によりリハビリテーションを中心とした訪問看護のみを利用する利用者については、そうした計画的な管理が行われているとは想定されないため、一般的には、当該加算は算定できない。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

16 ターミナルケア加算

（質問）

介護保険の訪問看護の対象者が、急性増悪等により「特別訪問看護指示書」の交付を受けて医療保険の訪問看護を利用していた期間に死亡した場合の算定方法について

（回答）

死亡前 24 時間以内の訪問看護が医療保険の給付対象となる場合は、「ターミナルケア療養費」として医療保険において算定する。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

17 ターミナルケア加算

（質問）

死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合とあるが、1 日に 2 回ターミナルケアを行った場合だけでも算定できるのか。

（回答）

算定できる。ただし、ターミナルケアは、看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて、利用者及び家族の意向を把握するとともに、利用者の終末期の身体症状の変化、療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化に応じた看護を提供するものであり、ターミナルケアを 1 日に 2 回行っただけということは望ましくない。

21.3.23 介護保険最新情報 vol.69 平成 21 年 4 月改定関係 Q&A(vol.1)

18 ターミナルケア加算

（質問）

（訪問看護）死亡前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアをしていれば、医療機関に入院し 24 時間以内に死亡した場合にもターミナルケア加算を算定できるということか。

（回答）

ターミナルケアを実施中に、医療機関に搬送し、24 時間以内に死亡が確認された場合に算定することができるものとする。

21.4.17 介護保険最新情報 vol.79 平成 21 年 4 月改定関係 Q&A(vol..2)

19 ターミナルケア加算

（質問）

ターミナルケアを行った日が月の月末であって、利用者の死亡月がその翌月である場合の取り扱いについて

Q&A（訪問看護・介護予防訪問看護）

（回答）

ターミナルケアを行った日が月の月末であって、利用者の死亡月がその翌月である場合には、ターミナルケアを行った日の属する月に算定することとする。ターミナルケア加算のみを当該月に請求することはしない。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

20 特別地域加算

（質問）

訪問看護の緊急時訪問看護加算、特別管理加算およびターミナル加算の単位数については特別地域加算の算定対象となるか。

（回答）

算定対象とならない。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

21 サービス提供時間

（質問）

サービス提供時間が1時間30分を超過する場合の費用の算定方法について

（回答）

1時間30分を超過する場合については、訪問看護ステーションが定めた利用料を徴収できる。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

22 認知症対応型共同生活介護利用者への訪問看護

（質問）

認知症対応型共同生活介護の利用者が急性増悪等により訪問看護を利用した場合の取扱いについて

（回答）

急性増悪等により訪問看護が必要となり、医師の指示書および特別訪問看護指示書の交付を受けて、訪問看護ステーションから訪問看護を行った場合は、指示の日から14日間を上限として、医療保険において訪問看護療養費を算定できる。医療機関においては在宅患者訪問看護・指導料を算定できる。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

23 退院日における訪問看護

（質問）

老人保健施設や介護療養型医療施設の退所・退院した日においても、特別管理加算の対象となりうる状態の利用者については訪問看護が算定できることになったが、他の医療機関を退院した日についても算定できるか。

（回答）

算定できる。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

2.4 医療保険の訪問看護との関係

（質問）

医療保険による訪問診療を算定した日において、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーションを行った場合、医療保険と介護保険についてそれぞれ算定できるか。

（回答）

医療保険による訪問診療を算定した日において、介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーションが別の時間帯に別のサービスとして行われる場合に限りそれぞれ算定できる。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

2.5 入院患者の外泊中のサービス提供

（質問）

医療保険適用病床の入院患者が外泊中に介護保険による訪問看護、訪問リハビリテーションを算定できるか。

（回答）

医療保険適用病床の入院患者が外泊中に受けた訪問サービスは介護保険による算定はできないため、ご指摘の場合は算定できない。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

2.6 難病患者等の利用

（質問）

利用者が末期がん患者や神経難病など難病患者等の場合の取扱いについて

（回答）

利用者が末期がん患者や難病患者等の場合は、訪問看護は全て医療保険で行い、介護保険の訪問看護費は算定できない。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

2.7 老人訪問看護指示加算

（質問）

入所（院）の選定する訪問看護ステーションが老人保健施設（介護療養型医療施設）に併設する場合も算定できるか。

（回答）

退所（院）時に1回を限度として算定できる。

15.5.30 事務連絡 介護報酬に係る Q&A

28 複数名訪問加算

（質問）

複数名訪問加算は30分未満と30分以上で区分されているが、訪問時間全体のうち、複数の看護師が必要な時間で分けるのか。例えば、訪問看護（30分以上1時間未満）のうち複数の看護師が必要な時間が30分未満だった場合はどちらを加算するのか。

（回答）

1人目の看護師の訪問の時間によらず、2人目の看護師が必要な時間である30分未満を加算する。

21.3.23 介護保険最新情報 vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)

29 長時間訪問看護加算

（質問）

ケアプラン上は1時間30分未満の訪問看護の予定であったが、アクシデント等によりサービスの提供時間が1時間30分を超えた場合は、長時間訪問看護加算として300単位を加算してよいか。

（回答）

長時間訪問看護加算は、ケアプラン上1時間30分以上の訪問が位置付けられていなければ算定できない。

21.4.17 介護保険最新情報 vol.79 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2)

30 長時間訪問看護加算

（質問）

長時間の訪問看護に要する費用については、1時間30分を超える部分については、保険給付や1割負担とは別に、訪問看護ステーションで定めた利用料を徴収できることとなっているが、長時間訪問看護加算を算定する場合は、当該利用料を徴収できないものとするが、どうか。

（回答）

貴見のとおり。

21.4.17 介護保険最新情報 vol.79 平成21年4月改定関係Q&A(vol.2)

31 事業所の休日における利用者負担

（質問）

事業所の休日に、利用者の希望により居宅サービス計画に位置づけられた訪問看護を行う場合、現在の医療保険における取扱いと同様に、別途その他の負担金を徴収してよろしいか。

（回答）

そのような取扱いはできません。

12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2

3 2 統合失調症等の精神障害者の訪問看護

（質問）

統合失調症等の精神障害者の訪問看護については、医療保険の給付となるのか

（回答）

精神障害者が要介護認定を受けて、要支援又は要介護の認定が行われた場合は、介護保険から訪問看護費を給付することになる。ただし、精神障害者社会復帰施設の入所者への訪問看護（複数の対象者に同時に行う精神科訪問看護）及び精神科を標榜する保険医療機関が行う「精神科訪問看護・指導料」については、医療保険からの給付となり、介護保険による訪問看護と併用可。